

地域型保育事業の個別審査基準

審査事項	項目	個別審査基準	最高得点	備考	配点事項	配点	備考	
1 事業計画との整合性 (配点 25点)	札幌市子ども・子育て支援事業計画に適合すること。	① 事業の種類	*		① 小規模保育事業A型	*		
					② 小規模保育事業B型	*		
					③ 小規模保育事業C型・家庭的保育事業	*		
					④ 事業所内保育事業	*		
		② 事業所の位置の整備優先度	10		⑤ 小規模保育事業整備優先地域A	10	いずれか一つ	
					⑥ 小規模保育事業整備優先地域B	7		
					⑦ 小規模保育事業整備優先地域C	5		
					⑧ 小規模保育事業整備優先地域外	0		
		③ 事業所の位置から半径1km以内に所在する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の超過入所及び待機児童の状況（相対評価）	10		⑨ 最も多い	10	いずれか一つ	
					⑩ 2 番目に多い	7		
	⑪ 3 番目に多い	5						
	⑫ 4 番目以下	0						
④ 延長保育の実施	5		⑬ 2 時間延長を実施する	5	いずれか一つ			
			⑭ 1 時間延長を実施する	3				
			⑮ 延長保育を実施しない	0				
			25		25			
2 事業者の適格性 (配点 20点)	事業を行うために必要な経済的基礎があること。 事業者が社会的信望を有すること。 事業者が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。 児童福祉法第34条の15第3条第4項に掲げる欠格事由に該当しないこと。	① 保有資金	5		① 年間運営費の額以上	5	いずれか一つ	
					② 年間運営費の6分の1以上の額	3		
					③ 年間運営費の12分の1以上の額	0		
		② 事業者の種類	10		④ 社会福祉法人又は学校法人	10	いずれか一つ	
					⑤ 上記以外の法人又は団体	5		
					⑥ 個人	0		
		③ 運営する保育所等（※）の合計数	5		⑦ 3 以上	5	いずれか一つ	
					⑧ 1 以上	3		
					⑨ なし	0		
						20		20
3 設備 (配点 20点)	札幌市児童福祉法施行条例に定める設備の基準に適合すること。	① 児童の利用設備の設置階	5		① 全て1 階	5	いずれか一つ	
					② 全て2 階以下	1		
					③ 3 階以上	0		
		② 乳児室、ほふく室、保育室及び遊戯室の面積	3		④ 最低基準面積の120%以上	3	いずれか一つ	
					⑤ 最低基準面積の110%以上	2		
					⑥ 最低基準面積の105%以上	1		
					⑦ 最低基準面積の100%以上	0		
		③ 屋外遊戯場の確保 (代替地を除く)	3		⑧ 必要面積の全てを事業所の用地内に確保	3	いずれか一つ	
					⑨ 必要面積の一部又は全部を代替地により確保	0		
		④ 調理設備	3		⑩ 調理室	3	いずれか一つ	
					⑪ 調理設備	1		
					⑫ なし	0		
		⑤ 通園への配慮	3		⑬ J R又は地下鉄駅から半径800m以内	2	いずれか一つ	
					⑭ 2台以上の駐車スペースを確保	1		
					⑮ 駐車スペースなし	0		
		⑥ 事業の用に供する土地又は建物の保有形態	3		⑯ 全て自己所有	3	いずれか一つ	
					⑰ 全て自己所有だが、抵当権その他所有権以外の権利が設定されている	2		
					⑱ 国若しくは地方公共団体から貸与を受けている	1		
					⑲ 国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けている	0		
						20		20
4 運営 (配点 15点)	札幌市児童福祉法施行条例に定める運営の基準に適合すること。	① 食事の提供	5		① 自園調理	5	いずれか一つ	
					② 自園調理（外部委託）	3		
					③ 外部搬入（札幌市児童福祉法施行条例に定める搬入施設から搬入するものに限る。）	1		
					④ 上記以外	0		
		② 保育内容の支援に係る連携施設	4		⑤ 0歳児保育を実施している施設により確保できる見込みであると認められる	2		
					⑥ 0歳児保育を実施していない施設により確保できる見込みであると認められる	1		
					⑦ 事業所との距離が1km以内の施設により確保できる見込みであると認められる	2		
					⑧ 事業所との距離が3km以内の施設により確保できる見込みであると認められる	1		
					⑨ 連携施設を確保できる見込みであると認められない	0		
		③ 卒園後の受け入れに係る連携施設	2		⑩ 事業所との距離が1km以内の施設により確保できる見込みであると認められる	2	いずれか一つ	
					⑪ 事業所との距離が3km以内の施設により確保できる見込みであると認められる	1		
					⑫ 連携施設を確保できる見込みであると認められない	0		
		④ 虐待対策と危機管理の取組	4		⑬ 虐待対策に関するマニュアルが整備されている	2		
					⑭ 災害対応及び事故防止に関するマニュアルが整備されている	2		
						15		15
個別審査基準点 中計			80			80		

地域型保育事業の個別審査基準

審査事項	項目	個別審査基準	最高得点	備考	配点事項	配点	備考	
5 資金計画 (配点 10点)	整備に要する資金を確保していること。	① 当初資金の確保状況	5		① 当初資金の全部について、自己資金が確保されており、借入を行わない	5	いずれか一つ	
					② 当初資金の全部について、自己資金及び寄附（寄附が確定であり、連帯保証人も確保されている）で確保されており、借入を行わない	3		
					③ 借入金額が設置者負担総額の50％未満となっており、償還財源が確保されている	1		
			② 補助金（交付金）の効率的な活用（相対評価）		5	④ 整備する定員一人あたりの補助額（交付額）が最も少ない（他事業者の整備計画との相対評価）	5	いずれか一つ
			⑤ 整備する定員一人あたりの補助額（交付額）が2番目に少ない（他事業者の整備計画との相対評価）			3		
			⑥ 整備する定員一人あたりの補助額（交付額）が3番目に少ない（他事業者の整備計画との相対評価）			1		
					10		10	
6 設置主体の事業実績 (配点 5点)	保育所等（※）を現在運営している者については、適切な運営を行っていること。 保育所等（※）を現在運営していない者については、適切な事務体制が整っていること。	① 保育所等を運営している者が、札幌市からの文書指導事項もしくは札幌市以外からのこれに相当する指導事項がない、又はこれらの指導事項はあるが現在は改善されているか、改善計画の策定等、改善の目途が立っている（過去3年間）	5	いずれか一つ	① 札幌市からの文書指導事項又は札幌市以外からのこれに相当する指導事項がない	5	いずれか一つ	
					② 札幌市からの文書指導事項又は札幌市以外からのこれに相当する指導事項はあるが、現在は改善されている（過去3年間）	3		
					③ 札幌市からの文書指導事項又は札幌市以外からのこれに相当する指導事項はあるが、改善計画の策定等、改善の目途が立っている	1		
			② 上記①以外の者の場合、適切な事務体制が整っている		3	④ 施設整備に係る適切な事務体制が整っている	3	いずれか一つ
			⑤ 施設整備に係る適切な事務体制が整う見込みがある			1		
						5		
					5			
7 準備状況 (配点 5点)	整備計画について議決機関の議決を経ていること。	① 項目内容に同じ	5		① 施設整備に必要な事項（整備施設の規模・構造、用地の確保状況、当初資金の確保、借入れ金額及びその償還計画等）について十分に計画・審議し、議決機関の議決を経ている	5		
			5			5		
個別審査基準点 中計			20			20		
合計			100			100		

【優先順位の決定方法】

- ① 個別審査基準1－①「事業の種類」により、基準を満たす事業者の中で確保優先順位が最も高い事業を行う者を対象とし、個別審査基準1－②以下により選考を行う。
上記により選考した事業者が希望する利用定員数の合計が募集規模に満たない場合は、確保優先順位が2番目に高い事業を行う者を対象とし、個別審査基準1－②以下により選考を行う。
以下、募集規模を満たすまで繰り返し。
- ② 各項目の合計点数（100点満点）により審査を行う。
- ③ ②において、各項目の合計点数が同点の場合は、上記の審査事項1、2、4、3の順で評点の高い方を優先順位上位とする。

※保育所等とは、認可保育所、認定こども園、幼稚園及び家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業）をいう。